

## 第 11 章 児童相談所の強化等に向けた取組

### ① 児童相談所における人材確保・育成・児童相談所設置等に向けた取組

#### 1 現行計画について

##### (1) 現行計画における目標

##### (ア) 人材の確保と育成

平成 28 年に児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置標準が法律に定められたが、この配置標準を適用すると大幅な増員が必要となる。また、増員する新任職員の育成にはマンツーマンで一定期間実務を教える中堅の職員とともに、指導及び教育にあたるスーパーバイザーの配置が必要となるが、児童福祉司のスーパーバイザーはおおむね 5 年以上の児童福祉司としての経験が必要である。

国が示す配置標準に基づく専門職の確保については、児童虐待に対する適切な対応や重大な児童虐待事件を無くしていくためにも、必要不可欠なものであるとの認識のもと、専門職の人材育成を実施しながら、計画的に増員配置を進める。また、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、専門性を高める。

##### (イ) 児童相談所の複数設置

本市では専門性の確保、人材育成とノウハウの蓄積、安全確認や職権保護などの緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、長らく 1 か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談対応件数の増加に鑑み、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効率的実施、区役所等の関係機関との緊密な連携及び利用者（市民）の利用しやすい環境整備のため、児童相談所を複数設置（市内 3 か所）することとし、さらに令和元年 10 月 30 日の戦略会議では市内東部に 4 か所目の児童相談所を設置し、4 か所体制とすることが決定された。また、児童相談所の複数設置により、中央児童相談所にあたる中央こども相談センターが企画調整機能を担い、技術的援助、連絡調整、情報提供等の業務支援を行うこととした。

##### (ウ) ICT の活用

本市では平成 20 年度に児童相談システムを運用開始したが、同システムは児童相談所における業務の一部を単体で組み込んだシステムであり、住民情報や福祉サービスの利用状況は別途検索して入力する必要があったため、より効率的なシステムとするため、令和元年度から、総合福祉システムにおいて児童相談システムを開発し、令和 3 年度のリリースを目指すこととした。

#### 【目標】

児童相談所の複数設置

|       |                |
|-------|----------------|
| 令和３年度 | 北部こども相談センターの開設 |
| 令和６年度 | 中央こども相談センターの移転 |
| 令和８年度 | 東部こども相談センターの開設 |

## （２）直近の取組結果

### （ア）人材の確保と育成

国が示す配置標準を満たすべく、計画的に児童福祉司及び児童心理司の増員配置を進めるとともに、研修の実施等による専門職の人材育成に取り組んでいる。

### （イ）児童相談所の複数設置

平成２８年１０月      南部こども相談センター開設（２か所目）  
 令和３年４月          北部こども相談センター開設（３か所目）  
 令和７年３月（予定） 中央こども相談センターの建替移転（中央区→浪速区）  
 令和８年度中の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進める

### （ウ）ICT の活用

令和３年度より新児童相談システムを運用開始。

## （３）令和６年度末時点での目標達成見込み

（２）の取組により、児童相談所の複数設置について整備計画通りに進めており、目標達成の見込み。

## ２ 資源等に関する地域の現状

### （１）策定要領に示された資源の必要量等

- ① 児童相談所の管轄人口
- ② 第三者評価を実施している児童相談所数
- ③ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ④ 市町村支援児童福祉司の配置数
- ⑤ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ⑥ 医師の配置数
- ⑦ 保健師の配置数
- ⑧ 弁護士配置数
- ⑨ こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ⑩ 専門職採用者数

## （２）現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)                                                                                         | 整備すべき見込量等（令和11年度末時点）                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 児童相談所（3か所）の管轄人口<br>・中央こども相談センター：1,295,654人<br>・北部こども相談センター：872,706人<br>・南部こども相談センター：584,052人<br>※人口は直近の国勢調査より | 児童相談所（4か所）の管轄人口<br>・中央こども相談センター：954,761人<br>・北部こども相談センター：675,132人<br>・南部こども相談センター：430,996人<br>・東部こども相談センター：691,523人<br>※人口は直近の国勢調査より |
| 2  | 第三者評価を実施している児相：0か所                                                                                            | 第三者評価を実施している児相：1か所<br>※毎年順番に1か所ずつ実施。                                                                                                 |
| 3  | 児童福祉司：183人（R6.5.1現在）<br>児童心理司：61人（R6.5.1現在）                                                                   | 児童福祉司：190人<br>児童心理司：94人<br>※令和5年度児童虐待相談対応件数等に基づき算出                                                                                   |
| 4  | 市町村支援児童福祉司：1人（R6.5.1現在）<br>※児童福祉司配置数の内数                                                                       | 市町村支援児童福祉司：1人<br>※児童福祉司配置数の内数                                                                                                        |
| 5  | 児童福祉司スーパーバイザー：32人（R6.5.1現在）<br>※児童福祉司配置数の内数                                                                   | 児童福祉司スーパーバイザー：32人<br>※児童福祉司配置数の内数                                                                                                    |
| 6  | 各センターに配置                                                                                                      | 各センターに配置                                                                                                                             |
| 7  | 保健師：5人（R6.5.1現在）                                                                                              | 保健師：5人                                                                                                                               |
| 8  | 弁護士：2人（R6.5.1現在）                                                                                              | 弁護士：2人                                                                                                                               |
| 9  | 児童福祉司任用後研修<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講（R5実績：35人）                                                              | 児童福祉司任用後研修<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講                                                                                               |
| 10 | 臨床心理職員：7人（R6実績）                                                                                               | 増員配置の中で必要とされる採用者数                                                                                                                    |

## 3 計画期間における整備・取組方針等

### （１）基本的な考え方

- ・児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童虐待対応など児童福祉の中核的専門機関としての役割を果たすため、引き続き、こども相談センターの体制強化に取り組むとともに、職員の専門性の向上を図る。
- ・こども相談センターの市内4か所体制に向けて、南部こども相談センター及び北部こども相談センターの開設に続き、東部こども相談センターの開設に向けて整備を進める。

### （２）資源の整備・取組方針

- ・国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和４年１２月１５日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）」に沿って、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーを含む）や児童心理司の増員配置を計画的に進め、医師や保健師、弁護士の配置などこども相談センターの体制強化に引き続き取り組む。また、増員計画の中で必要とされる専門職の採用については関係部署と調整しながら配置を行う。
- ・児童福祉司任用前講習、任用後研修、スーパーバイザー研修など職員に対する研修の実施やOJTを通じて専門性の向上を図る。
- ・児童相談所の第三者評価について本計画期間内に開始する。
- ・４か所目の児童相談所となる東部こども相談センターについて、令和８年度中の開設を目指して整備を進める（令和５年度末～令和８年度：建設工事、令和８年度中：開設予定）。
- ・南部こども相談センターについて、一時保護所の居室の個室化など家庭的な環境とするため、現施設の近隣に一時保護所を建替移転するとともに、児童福祉司等の増員に対応するため、一時保護所移転後の空きスペースを児童相談部門等の事務所へと改修する再整備を行う（令和８年度中に完了予定）。

### （３）年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 |                                                                     | 定量的な整備目標                                 |                                          |                                          |                                          |                                          |
|----|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
|    |                                                                     | 令和7年度                                    | 令和8年度                                    | 令和9年度                                    | 令和10年度                                   | 令和11年度                                   |
| 1  | 第三者評価を実施している児童相談所数                                                  | —                                        | —                                        | —                                        | 毎年度1か所                                   | 毎年度1か所                                   |
| 2  | 児童福祉司、児童心理司の配置数                                                     | 児童福祉司<br>189人<br>児童心理司<br>68人            | 児童福祉司<br>190人<br>児童心理司<br>74人            | 児童福祉司<br>190人<br>児童心理司<br>85人            | 児童福祉司<br>190人<br>児童心理司<br>85人            | 児童福祉司<br>190人<br>児童心理司<br>94人            |
| 3  | 市町村支援児童福祉司の配置数                                                      | 1人<br>※児童福祉司配置数の内数                       | 1人<br>※児童福祉司配置数の内数                       | 1人<br>※児童福祉司配置数の内数                       | 1人<br>※児童福祉司配置数の内数                       | 1人<br>※児童福祉司配置数の内数                       |
| 4  | 児童福祉司スーパーバイザーの配置数                                                   | 32人<br>※児童福祉司配置数の内数                      | 32人<br>※児童福祉司配置数の内数                      | 32人<br>※児童福祉司配置数の内数                      | 32人<br>※児童福祉司配置数の内数                      | 32人<br>※児童福祉司配置数の内数                      |
| 5  | 医師の配置数                                                              | 各センターに配置                                 | 各センターに配置                                 | 各センターに配置                                 | 各センターに配置                                 | 各センターに配置                                 |
| 6  | 保健師の配置数                                                             | 5人                                       | 5人                                       | 5人                                       | 5人                                       | 5人                                       |
| 7  | 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）                                              | 常勤2人                                     | 常勤2人                                     | 常勤2人                                     | 常勤2人                                     | 常勤2人                                     |
| 8  | こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講 |
| 9  | 専門職採用者数                                                             | 増員配置の中で必要とされる採用者数                        | 増員配置の中で必要とされる採用者数                        | 増員配置の中で必要とされる採用者数                        | 増員配置の中で必要とされる採用者数                        | 増員配置の中で必要とされる採用者数                        |